特別支援学校放課後児童クラブの
県立特別支援学校施設利用要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、県立特別支援学校に通学する児童等の放課後の健全育成を図るため、特別支援学校放課後児童クラブ（以下「クラブ」という。）が県立特別支援学校の教室等の施設（以下「施設」という。）を利用するに当たって必要な事項を定めるものとする。

（クラブ）

第２条　この要綱のクラブとは、県立特別支援学校に通学する児童等を、放課後等一定時間組織的に指導し、集団生活と健全育成の場を確保することを目的として運営されるものをいう。

（利用施設）

第３条　この要綱で利用できる施設とは、学校教育上支障がなく、今後とも余裕と見込まれる教室又は放課後に一時的利用が可能な施設とする。

（費用負担）

第４条　この要綱によりクラブが施設を利用する場合において、使用料は免除とする。

ただし、施設の利用に係る光熱水費等の管理費は、クラブが負担するものとする。管理費の納入については、別に定める。

（手続）

第５条　この要綱によりクラブが施設を利用するために必要な手続については、別に定める。

（適正利用等）

第６条　この要綱によりクラブが施設を利用するに当たっては、使用許可の範囲内において適正に利用するとともに返還に当たっては、原状回復の責務を有するものとする。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、利用に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は平成２０年４月１日から施行する。